

6 健康福祉課(指導養成課は平成26年4月に健康福祉課に統合しました。)

(1) 中小企業等協同組合に関する業務

※当該業務は平成27年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

中小企業等協同組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種があり、このうち厚生労働省が関わる組合は、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の3種です。

近畿厚生局では、厚生労働省が所管する組合(二以上の都道府県の区域で事業を行う組合でかつ厚生労働行政に関係ある業種が組合員資格となっている組合)で当該組合の主たる事務所の所在地が管内2府5県にあるものの設立や定款変更の認可等の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

		24年度	25年度	26年度
増	設立の認可	5	0	5
	所管替	5	6	7
減	解散届の受理(解散命令)	5	1	3
	所管替等	3	1	2
定款変更の認可		54	45	55
共済規程変更の認可		1	0	2
役員変更届の受理		68	65	75
立入検査		0	0	0

※定期的に休眠組合の整理に努めています。

③ 近畿厚生局所管組合の状況(年度末現在)

(単位：組合)

	24年度	25年度	26年度
中小企業協同組合数	128	132	139

(注) 具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編102頁～104頁に掲載していません。

(2) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 業務実績

三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
所持届出の受理	0	0	0
所持変更届の受理	8	6	12
輸入届出の受理	1	0	0
三種病原体所持施設への立入検査	7施設	7施設	7施設

③ 近畿厚生局所管施設の状況（各年度末現在）

(単位：施設)

	24年度	25年度	26年度
三種病原体所持施設数	21	21	25

(3) 生活衛生同業組合に関する業務

※当該業務は平成27年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

生活衛生同業組合は業種（②に掲げる17業種）毎に、都道府県単位で厚生労働大臣の認可により設立され、営業者の自主的活動による衛生水準の向上及び経営安定のための指導や研修、共同事業、共済事業等を実施しています。

組合は、組合員である生活衛生関係営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画（振興計画）を作成し、この計画が厚生労働大臣の定める各業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（振興指針）に適合等する場合には、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けることによって、この計画に基づく施設設備整備費や運転資金が株式会社日本政策金融公庫から借入できることとなり、また、租税特別措置法による原価償却の特例が認められることとなっています。

なお、認定を受けた組合は、事業年度毎に振興計画の実施状況を厚生労働大臣に報告することとされています。

近畿厚生局では、組合が作成する振興計画の認定及び取消、変更認定、実施状況報告の受理に関する業務を行っています。

(振興計画は5年ごとに見直すことになっています。)

② 17業種における振興指針の見直しの状況

平成21年度	飲食店営業（めん類）、旅館業、旅館業（簡易宿所）、浴場業
平成22年度	食肉販売業、冰雪販売業
平成23年度	飲食店営業（一般飲食店、中華料理業、料理業及び社交業）、喫茶店営業
平成24年度	食鳥肉販売業
平成25年度	クリーニング業、飲食店営業（すし店）、理容業、美容業、興行場営業
平成26年度	飲食店営業（めん類）、旅館業、旅館業（簡易宿所）、浴場業

③ 業務実績

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
振興計画の新規及び変更認定	23	4	17
実施状況報告書の受理	75	83	83

④ 近畿厚生局所管組合の状況（各年度末現在） （単位：組合）

	24年度	25年度	26年度
生活衛生同業組合数	82	83	83

（注）具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 105 頁～106 頁に掲載しています。

（４）児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成 14 年 8 月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成 15 年度から近畿厚生局管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し 3 年に 1 回程度、市等に対し 6 年に 1 回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

（単位：か所）

	24年度	25年度	26年度
近畿厚生局管内の指導監査	20	20	21
中国四国厚生局管内の指導監査	20	20	21
九州厚生局管内の指導監査	20	20	20
計	60	60	62

・ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定の体制を確立するよう努めること。
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること。
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。
所得審査	所得審査において、養育費の申告内容に誤りがないか確認を行うこと。
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、客観的事実による確認を行うこと。
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を付記すること。

(5) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

(注) 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施しています。

② 業務実績

保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	24年度	25年度	26年度
近畿厚生局管内の指導監査	2	4	4
中国四国厚生局管内の指導監査	1	0	1
九州厚生局管内の指導監査	1	0	1
計	4	4	6

・指導監査における指摘事項の概要

事項	主な内容
運営管理関係	・施設長について、運営基準で定める要件を満たしていないので、施設長資格認定講習会の受講等により施設長の資格要件を取得すること。 ・新規入所者に対する個別処遇方針の策定について、遅延しているので、今後は入所後適切な時期に策定すること。

(6) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

技術的助言は、新たに中核市となった市に対して行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	24年度	25年度	26年度
近畿厚生局管内の指導監査	1	1	1
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	1	1	1

(7) 生活保護法施行事務監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査及び向精神薬に関する重複処方状況の確認監査を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、医療扶助適正化推進官及び生活保護監査官が担当し、各府県（2府5県）に出向き行っています。

② 業務実績

医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	24年度	25年度	26年度
医療扶助適正実施の監査	20	20	21

(8) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要等

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：名)

	24年度	25年度	26年度
民生委員・児童委員の委嘱	797	39,732	974
民生委員・児童委員の解嘱	827	481	794
主任児童委員の指名	83	3,707	108

(単位：名)

	24年度	25年度	26年度
厚生労働大臣感謝状の授与	344	6,732	305
厚生労働大臣表彰（定時）	48	1,333	34
厚生労働大臣表彰（随時）	10	3	6

③ 民生委員・児童委員数（年度末現在） (単位：名)

	24年度	25年度	26年度
民生委員・児童委員数	39,292	39,296	39,414

④ 平成25年度民生委員・児童委員数の内訳 (単位：名)

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,823	2,596	2,784	5,597	5,112	2,224	1,953
うち主任児童委員	134	231	249	435	294	214	151

	大津市	京都市	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市
委員数	635	2,717	4,070	1,098	488	811	560
うち主任児童委員	63	402	621	90	35	52	40

	枚方市	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市
委員数	514	2,520	907	684	837	758	726
うち主任児童委員	41	345	60	41	24	89	82

	合計
委員数	39,414
うち主任児童委員	3,693

(9) 指定医療機関の指定等

(※1)に係る業務については、平成27年度から都道府県・指定都市・中核市に事務・権限を移譲しました。

(※2)に係る業務については、平成27年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

次の各法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関 (※1)

被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国庫で給付する認定疾病医療を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

- イ 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国が開設したものに限る）（※1）
養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生児体重2,000g以下等）に対し、その養育に必要な医療の給付等を行う病院若しくは診療所又は薬局を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。
- ウ 児童福祉法に基づく指定療育機関（国が開設したものに限る）（※1）
結核に罹患している児童に対し、必要な医療の給付を行うとともに、学習の援助を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。
- エ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関（国が開設したものに限る）
生活困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。
- オ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関（※2）
戦傷病者に対し、医療費を全額国庫で給付する療養の給付において、当該療養の給付を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

② 業務実績

平成 26 年度は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関の指定を 2 件行いました（指定辞退申出 2 件有）。
なお、管内の指定機関数は以下のとおりです。

（単位：機関）

	24 年度	25 年度	26 年度
原爆被爆者に係る指定医療機関数	130	133	133
◎母子保健法に基づく指定養育医療機関数	17	17	17
◎児童福祉法に基づく指定療育機関数	4	4	4
◎生活保護法に基づく指定医療機関等数	31	31	44
戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関数	21	21	21

（注 1）◎印は、国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限ります。

（注 2）具体的な医療機関名と所在地は、資料編 107 頁～111 頁に掲載しています。

（10）特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症）の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1 か所の監督に関する業務を行っています。

（注）具体的な医療機関名と所在地は、資料編 110 頁に掲載しています。

(11) 消費生活協同組合の定款変更の許認可等

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

消費生活協同組合は、消費者の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を目的に、「消費生活協同組合法」の規定に基づき設立される組合で、一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）であること、非営利であること、組合員以外の利用の原則禁止などを基本的な原則とし、供給事業（共同購入、店舗供給等）、利用事業（病院、食堂等）、生活文化事業（講演会、音楽会等）、共済事業（生命、火災、自賠責等）、教育事業（組合事業の知識の向上を図るための研修会等）を行います。

近畿厚生局では、管内の 2 以上の府県の区域において事業を行う消費生活協同組合について、設立・解散や定款変更等の認可などの業務を行っています。

（注）消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が所管し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が所管しています。

② 業務実績

（単位：件）

	24 年度	25 年度	26 年度
定款変更の認可	3	3	2
規約変更の認可	0	0	0
合併認可	0	0	0
解散認可	1	1	0

③ 近畿厚生局所管組合の状況（各年度末現在）

（単位：組合）

	24 年度	25 年度	26 年度
消費生活協同組合数	10	9	10

（注）具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 112 頁に掲載しています。

(12) 消費生活協同組合に対する検査

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

消費生活協同組合の適正な運営を図ることを目的として、消費生活協同組合法に基づき実施しています。

検査の対象は、近畿厚生局管内の複数の府県で事業活動する消費生活協同組合であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる組合に出向き行っています。

（注）消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が実施し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が実施しています。

② 業務実績

消費生活協同組合の検査は、組合の実態を踏まえつつ検査の必要性を勘案して選定しており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	24年度	25年度	26年度
近畿厚生局管内の検査	2	2	3
中国四国厚生局管内の検査	1	1	1
九州厚生局管内の検査	1	0	0
計	4	3	4

・検査における指摘事項の概要

事項	主な内容
基本的事項	・理事会への理事の出席が低調なので、改善すること。 ・代表理事の変更に伴う登記、出資総口数及び出資総額の変更登記が遅延しているため、法定期限を遵守すること。
定款、規約等	・文書保存規則などの規則等が一部未整備となっているため、整備すること。

(13) 特別弔慰金国庫債券等に関する業務

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」等の規定に基づき、戦没者等の遺族等に対し、国として弔慰の意を表すため、あるいは精神的痛苦を慰藉するために、記名国債により支給されます。

支給を受けた者のうち、生活保護を受けている者、あるいは受ける状態になるおそれがあると福祉事務所長が認める者は、支払期日前に国庫債券の全部について、額面金額より定められた率により割引された価格で特別買上償還を受けることにより、その全額を受け取ることができます。

近畿厚生局では、この特別弔慰金及び特別給付金国庫債券の特別買上償還を受けるために必要な「買上を必要とする旨の証明書」等の交付業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
証明書の交付	48	7	30

(14) 精神保健指定医に関する業務

※当該業務は平成 27 年度から都道府県・指定都市に事務・権限を移譲しました。

① 概要

精神保健指定医は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定めている要件を満たす医師の申請に基づき、厚生労働省が医道審議会医師分科会、精神保健指定医資格審査部会の意見を聴いて指定しています。指定された医師（精神保健指定医）は、精神障害者に対する措置入院（指定医の判定により強制的に入院させ

ること)や入院中の行動の制限等の要否の判定などを行います。

近畿厚生局では、精神保健指定医について、指定申請書の受理、審査及び本省への送付、新規指定及び5年ごとの研修受講等による指定医証の交付、辞退・死亡届の受理等の業務を行っています。

② 業務実績 (単位：件)

	24年度	25年度	26年度
精神保健指定医の新規申請	84	74	90
精神保健指定医の更新(5年ごと)	515	499	313
精神保健指定医の証の有効期の延長	4	2	6
精神保健指定医の証の再交付	13	11	14
住所・勤務先の変更	247	1806	189

③ 近畿厚生局管内の精神保健指定医数 (単位：名)

	24年度	25年度	26年度
精神保健指定医数	2,380	2,414	2,464

④ 平成26年度精神保健指定医の内訳 (単位：名)

福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
74	100	93	501	383	182	103	297	319	105	307

(15) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年1回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 業務実績

平成26年度まで実績はありません。

(16) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が1500kL(原油換算)以上となる事業所

② 業務実績

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	308	307	297

(17) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3000t-CO₂以上排出している事業所

② 業務実績

平成26年度まで実績はありません。

(18) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。

② 業務実績

平成26年度においては、次のとおり交付決定等を行いました。

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担(補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県14市 26年度交付決定額(負担金) 713,320,781円 (補助金) 52,129,012円
原爆被爆者健康診断費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 26年度交付決定額 115,548,282円

補助金名	交付目的	交付対象等
原爆被爆者手当交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 26年度交付決定額 5,261,651,329円
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 26年度交付決定額 107,178,733円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 26年度交付決定額 31,955,545,021円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県210市町村 26年度交付決定額 250,423,702円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 26年度交付決定額 7,707,961,701円

補助金名	交付目的	交付対象等
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県116市 26年度交付決定額 17,669,044,438円
保育所運営費国庫負担金	児童福祉法に基づき、保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的としています。	107市74町村 26年度交付決定額 75,647,346,420円 26年度財産処分 1件（内包括1件）
婦人保護費国庫負担（補助）金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 26年度交付決定額 （負担金） 182,537,989円 （補助金） 188,159,310
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県5市10法人 26年度交付決定額 （施設） 5件 40,729,000円 （設備） 35件 134,856,000円 26年度財産処分 8件（内包括8件）
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 26年度交付決定額 1,412,423,000円 26年度財産処分 128件（内包括105件）

補助金名	交付目的	交付対象等
地域介護・福祉空間整備等交付金	介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的としています。	30市町村 26年度交付決定額 505,568,000円 26年度財産処分 15件（内包括7件）
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	1府2県4市 26年度交付決定額 395,190,000円 26年度財産処分 4件（内包括4件）
保健衛生施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	26年度は、実績なし
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	26年度は、 福井県内4件 京都府内6件 兵庫県内1件

(19) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

(※)に係る業務については、平成27年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

次の38種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ・管理栄養士養成施設
- ・調理師養成施設 (※)
- ・美容師養成施設 (※)
- ・児童福祉施設職員養成施設 (※)
- ・社会福祉士養成施設 (※)
- ・社会福祉主事養成機関 (※)
- ・身体障害者福祉司養成施設 (※)
- ・保健師・看護師(統合)養成所 (※)
- ・看護師養成所 (※)
- ・臨床検査技師養成所 (※)
- ・作業療法士養成施設 (※)
- ・言語聴覚士養成所 (※)
- ・義肢装具士養成所 (※)
- ・歯科衛生士養成所 (※)
- ・あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ・あま指師、はり師、きゅう師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設 (※)
- ・食鳥処理衛生管理者養成施設 (※)
- ・福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- ・介護福祉士実務者養成施設(実務者研修) (※)
- ・栄養士養成施設
- ・理容師養成施設 (※)
- ・児童福祉司養成施設 (※)
- ・指定保育士養成施設
- ・介護福祉士養成施設 (※)
- ・精神保健福祉士養成施設 (※)
- ・知的障害者福祉司養成施設 (※)
- ・助産師養成所 (※)
- ・診療放射線技師養成所 (※)
- ・理学療法士養成施設 (※)
- ・視能訓練士養成所 (※)
- ・臨床工学技士養成所 (※)
- ・救急救命士養成所 (※)
- ・歯科技工士養成所 (※)
- ・はり師、きゅう師養成施設 (※)
- ・柔道整復師養成施設 (※)
- ・食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設 (※)
- ・福祉系高等学校(介護福祉士の受験資格の取得)

(注1) 調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格、並びに理容師養成施設、美容師養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成施設の入学資格について、学校教育法に規定されない各種学校等の卒業生に対する学力認定についても行っていません。

(注2) 上記の都道府県に事務・権限を移譲するもののうち、社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設(実務者研修)の大学・短大の養成施設は引き続き近畿厚生局で業務を行います。

② 指定等状況

(ア) 所管する養成施設等の数及び課程数

H27.3.31 現在：788 施設 1020 課程 (H26.3.31 現在：743 施設 959 課程)

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	29(29)	29(29)	精神保健福祉士養成施設	6(6)	11(11)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	助産師養成所	8(10)	8(10)
調理師養成施設	29(29)	47(47)	看護師養成所	107(107)	116(116)
理容師養成施設	16(15)	30(28)	保健師・看護師(統合)養成所	3(3)	3(3)
美容師養成施設	42(40)	83(79)	診療放射線技師養成所	3(3)	4(4)
指定保育士養成施設	111(109)	130(126)	臨床検査技師養成所	4(5)	5(6)
社会福祉士養成施設	13(12)	17(16)	理学療法士養成施設	23(23)	31(31)
介護福祉士養成施設	50(51)	54(56)	作業療法士養成施設	13(13)	16(16)
社会福祉主事養成機関	7(8)	8(9)	視能訓練士養成所	5(5)	7(7)

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
言語聴覚士養成所	9(8)	11(10)	はき師養成施設	17(17)	30(29)
臨床工学技士養成所	5(6)	11(12)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
義肢装具士養成所	1(1)	2(2)	柔道整復師養成施設	18(18)	32(32)
救急救命士養成所	6(7)	8(9)	製菓衛生師養成施設	27(25)	47(43)
歯科衛生士養成所	18(18)	20(20)	食管・食監養成施設	31(30)	40(40)
歯科技工士養成所	5(5)	6(6)	福祉系高等学校	19(20)	19(20)
あま指師養成施設	2(2)	2(2)	福祉系大学等	44(49)	56(63)
			介護福祉士実務者養成施設	88(41)	108(48)

(注) ・ 「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「はき師養成施設」は「はり師、きゅう師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、「食管・食監養成施設」は「食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設」をいう。(以下の「施設の種類」についても同じ。)

- ・ 施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成25年度末の数。
- ・ 各養成施設の一覧は資料編113頁～152頁に掲載しています。

(イ) 新規指定(承認)件数(平成26年度: 75件)

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	1	指定保育士養成施設	2	はり師きゅう師養成施設	1
栄養士養成施設	1	介護福祉士養成施設	2	食管・食監養成施設	5
調理師養成施設	1	看護師養成所	1	介護福祉士実務者養成施設	60
歯科衛生士養成所	1				

(平成26年度新規指定(承認)状況)

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	龍谷大学農学部食品栄養学科	滋賀県 大津市	昼間 4年	80名
栄養士養成施設	龍谷大学農学部食品栄養学科	滋賀県 大津市	昼間 4年	80名
調理師養成施設	大阪キャリアナリー製菓調理専門学校	大阪市 西区	昼間 2年	40名
歯科衛生士養成所	大原医療歯科専門学校大阪校	大阪市 淀川区	昼間 2年	40名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
指定保育士養成施設	京都光華女子大学こども教育学部 こども教育学科	京都市 右京区	昼間 4年	80名
	大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校 保育学科	姫路市	昼間 2年	40名
介護福祉士養成施設	舞鶴YMC A国際福祉専門学校 社会福祉専門課程介護福祉学科	舞鶴市	昼間 2年	40名
	大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校 介護福祉学科	姫路市	昼間 2年	35名
看護師養成所	平成淡路看護専門学校	兵庫県 南あわじ市	全日 3年	40名
はり師、きゅう師養成施設	近畿医療専門学校	大阪市 北区	夜間 3年	30名
食管・食監養成施設	羽衣国際大学人間生活学部 食物栄養学科食品衛生課程	堺市 西区	昼間 4年	70名
	園田学園女子大学人間健康学部 食物栄養学科食品衛生課程	兵庫県 尼崎市	昼間 4年	80名
	京都学園大学バイオ環境学部 食農学科食品衛生コース	京都府 亀岡市	昼間 4年	80名
	福井県工業大学環境情報学部 環境・食品科学科食品衛生管理者養成課程	福井県 福井市	昼間 4年	50名
	龍谷大学農学部食物栄養学科食品衛生管理 者及び食品衛生監視員養成課程	滋賀県 大津市	昼間 4年	80名

(注) 介護福祉士実務者養成施設の一覧は資料編 137 項～140 頁に掲載しています。

(ウ) 内容変更承認件数 (平成 26 年度 : 396 件 (平成 25 年度 : 255 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	9(5)	看護師養成所	50(76)	歯科衛生士養成所	18(15)
栄養士養成施設	9(5)	保健師・看護師(統合)養成所	2(3)	歯科技工士養成所	0(0)
調理師養成施設	19(2)	診療放射線技師養成所	2(5)	あま指師養成施設	0(0)
理容師養成施設	20(0)	臨床検査技師養成所	2(4)	はき師養成施設	4(10)
美容師養成施設	52(7)	理学療法士養成施設	45(30)	あはき師養成施設	0(2)
指定保育士養成施設	29(22)	作業療法士養成施設	24(24)	柔道整復師養成施設	8(13)
社会福祉士養成施設	1(1)	視能訓練士養成所	8(3)	製菓衛生師養成施設	19(1)
介護福祉士養成施設	2(3)	言語聴覚士養成所	10(13)	食管・食監養成施設	20(0)
社会福祉主事養成機関	1(1)	臨床工学技士養成所	5(4)	福祉系高等学校	2(1)
精神保健福祉士養成施設	0(0)	義肢装具士養成所	0(0)	福祉系大学等	0(0)
助産師養成所	4(4)	救急救命士養成所	8(1)	介護福祉士実務者養成施設	23(0)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 25 年度の数。

(エ) 内容変更届件数 (平成 26 年度 : 543 件 (平成 25 年度 : 450 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	4(4)	看護師養成所	28(41)	歯科衛生士養成所	4(11)
栄養士養成施設	8(8)	保健師・看護師(統合)養成所	0(0)	歯科技工士養成所	2(2)
調理師養成施設	7(7)	診療放射線技師養成所	3(1)	あま指師養成施設	3(3)
理容師養成施設	16(16)	臨床検査技師養成所	3(2)	はき師養成施設	4(4)
美容師養成施設	45(45)	理学療法士養成施設	6(6)	あはき師養成施設	3(0)
指定保育士養成施設	10(19)	作業療法士養成施設	2(3)	柔道整復師養成施設	4(3)
社会福祉士養成施設	28(28)	視能訓練士養成所	1(1)	製菓衛生師養成施設	15(15)
介護福祉士養成施設	79(69)	言語聴覚士養成所	1(3)	食管・食監養成施設	12(12)
社会福祉主事養成機関	32(13)	臨床工学技士養成所	2(2)	福祉系高等学校	38(30)
精神保健福祉士養成施設	15(15)	義肢装具士養成所	0(0)	福祉系大学等	72(83)
助産師養成所	0(1)	救急救命士養成所	1(2)	介護福祉士実務者養成施設	95(1)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 25 年度の数。

③ 指導状況

(ア) 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 26 年度実績 : 6 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	1	看護師養成所	2
栄養士養成施設	0	助産師養成所	-
美容師養成施設	1	指定保育士養成施設	1
あま指師養成施設	-	介護福祉士養成施設	-
あはき師養成施設	1	社会福祉士養成施設	-

(イ) 指導件数

指導件数 44 件 (文書 7 件、口頭 37 件)

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	0	3	看護師養成所	4	27
栄養士養成施設	0	0	調理師養成施設	-	-
理容師及び美容師養成施設	1	5	指定保育士養成施設	0	1
社会福祉士養成施設	-	-	介護福祉士養成施設	-	-
理学療法士養成施設	-	-	精神保健福祉士養成施設	-	-
作業療法士養成施設	-	-	歯科衛生士養成所	-	-
義肢装具士養成所	-	-	柔道整復師養成施設	-	-
診療放射線技師養成所	-	-	救急救命士養成所	-	-
あま指師養成施設	-	-			
あはき師養成施設	2	1			

・具体的な指導の内容は、44 頁～ 54 頁に掲載しています。

(20) 各種講習会の登録等業務

(※)に係る業務については、平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 介護技術講習会の届出業務 (※) なお、大学短大は除く。

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 26 年度は 30 件（平成 25 年度は 32 件）実施されました。

② 社会福祉主事認定講習会の指定業務 (※)

社会福祉法で都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉主事を置くことと定められています。

また、都道府県等が任用する社会福祉主事は、その要件が定められており、その一つの要件として、社会福祉法に「厚生労働大臣の指定する社会福祉主事認定講習会の課程を修了した者」と定められています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、社会福祉主事認定講習会として指定する業務を行っています。平成 26 年度は、この講習会が実施されておられません。（平成 25 年度は 1 件）

③ 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 26 年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が 2 件（平成 25 年度は 1 件）、介護教員講習会が 1 件（平成 25 年度は 1 件）実施されました。

④ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、前年度に実施した講習会の修了者名簿を受理しています。平成 26 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 5 件（平成 25 年度は 7 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 3 件（平成 25 年度は 1 件）実施されました。

⑤ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の

実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。平成 26 年度は、実務者研修教員講習会が 11 件（平成 25 年度は 9 件）、医療的ケア教員講習会が 21 件（平成 25 年度は 7 件）実施されました。

⑥ 食品衛生管理者資格認定講習会の登録業務 (※)

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食品衛生法」で、乳製品や厚生労働大臣が定めている特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造、加工を行う営業者は、専任の食品衛生管理者を置くことと定められています。

食品衛生管理者となるための一つの要件として、衛生管理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者資格認定講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 26 年度は、この講習会が実施されておられません。（平成 25 年度は実績なし）

⑦ 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録業務 (※)

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」で、食鳥処理業者は食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置くことと定められています。

食鳥処理衛生管理者となるための一つの要件として、食鳥処理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 26 年度は、この講習会が実施されておられません。（平成 25 年度は実績なし）

(21) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

看護師等養成所では、学生に病院や診療所、老人介護施設などの施設で実習を行わせており、看護師等養成所からの学生を受け入れる施設は、学生の指導を担当する看護師等を実習指導者として配置する必要があります。

近畿厚生局では、厚生労働省医政局長の通知に基づき、診療所や老人介護施設など小規模施設で学生の指導等を担当する看護師等を対象に、特定分野（助産学、老年看護学、小児看護学、在宅看護論）を実習指導することの意義及び実習指導者としての役割を理解してもらい、学生に対してより効果的な実習指導が行えるよう、「保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）」を実施しています。

府県別受講者等の推移

府 県 名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者
福 井 県	0	0	1	1	0	0	0	0
滋 賀 県	7	7	7	7	12	6	10	8
京 都 府	10	8	1	1	13	9	12	8
大 阪 府	45	33	55	34	45	32	39	31
兵 庫 県	19	13	12	12	16	15	10	10
奈 良 県	7	5	7	7	7	6	11	8
和 歌 山 県	2	2	5	5	3	3	5	5
合 計	90	68	88	67	96	71	87	70

(注) 本講習会は平成 19 年度から実施

- ・養成施設等に対する具体的な指導の内容（指導件数は、40 頁に掲載しています。）

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>1 . 学則</p>
	<p>< 事例 1 > 入学手続きにおいて、誓約書は入学許可前に提出と明示されているが、実際は、入学許可後に提出していた。 休学について、1年以上の延長はできないとしているが、実際には延長を考慮していた。</p> <p>[指導内容] 実際の運用との整合性を検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第2-2-(11) 看護師等養成所の運営に関する手引き 第2（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 教職員について、職員の人数が明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 教職員組織が明確になるように、人数等を明示されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第2-2-(12)（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 教職員組織について、学則並びに業務分掌規程に定めているが、学校長の指名を受けて運営を統括している「統括責任者」、司書、校医(委託)が規定されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則及び諸規程類の実際の運用との整合性を検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第2-2-(12) 看護師等養成所の運営に関する手引き 第2（看護師）</p>
<p>< 事例 4 > 課程名について、看護学科が明示されているが、学則の卒業証書には、医療専門課程のみの明示で、看護学科(看護師3年課程)が明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 証書には、専門士(医療専門課程)とともに課程名である看護学科(看護師3年課程)を明示されるよう検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第2-2-(5)（看護師）</p>	

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>2 . 諸規程類</p>
	<p>< 事例 1 > 細則において、成績の評定基準（優・良・可・不可の基準）が不明である。また、履修規程にも明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 優・良・可・不可の評定の基準について明示されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き 第2（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 細則及び履修規程において、試験の成績により2科目2単位以内の不合格の場合、次年度、再履修をせず、終講試験の受験を許可していた。</p> <p>細則において、やむを得ない理由の再履修の場合、前年度の受講を当該年度の受講と見なしていた。</p> <p>[指導内容] 出席時間数が不足すれば単位は認められない（前年度の受講は認められない）ことから、指導要領等に基づき、適切に運用するよう規程の見直しを検討すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 細則において、欠課時間が不明確であった。学生要覧においてスクールアワー45分を1授業時間としているが、90分（2時間）授業で20分以上の遅刻や早退は、1時間の欠課なのか、1授業の2時間の欠課なのか、不明確であった。また実習は何時間の欠課となるのか不明であった。</p> <p>[指導内容] 欠課時間数の取り扱いについて、指導要領を踏まえて、細則及び履修規程の見直しを検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3（看護師）</p>
	<p>< 事例 4 > 単位制を土台にした学則としているが、履修規程において、進級を規定していた。</p> <p>履修規程において、試験が不合格のため未認定となっている場合、次年度受講せずに（終講）試験のみで単位が認定できる規程になっていた。</p> <p>[指導内容] 単位の認定は、個々に必要な時間数を受講し、内容を修得していると確認（試験）する必要がある、前年度の受講をもって出席時間数を満たすとは認められないことから、指導要領等に基づき、適切に運用するよう規程の見直しを検討すること。進級については、学び方の順序性等に配慮し、学生本人の意向もふまえた履修方法の選択となるよう検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3（看護師）</p>
<p>< 事例 5 > 既習得単位の認定に関する規程において、既習科目の認定は卒業が前提となっており、中退した養成所における既習科目の認定については認められていなかった。</p> <p>既習認定科目は評価点を60点として学籍簿に記載していた。学籍簿には可ではなく「認定」と表示していた。</p> <p>[指導内容] 指導要領を踏まえて、既習得単位の認定に関する規程の見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3（看護師）</p>	

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>< 事 例 6 > 進級・卒業規程の進級において、医療関連職に従事するに相応しいと認められた学生は進級を認めるとしているが、この判断の基準は明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 進級・卒業規程の進級において、「医療関連職に従事するに相応しいと認められた学生は進級を認める」と定めているが、誤解を生じやすい規定となっているので、当該規定の見直しについて検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3（看護師）</p> <p>< 事 例 7 > 細則の単位認定について、会議規程の学校運営会議との整合性が認められなかった。</p> <p>履修規程の単位の認定について、会議規程の学校運営会議との整合性が認められなかった。</p> <p>[指導内容] 細則及び諸規程類の整合性を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き 第2（看護師）</p>

事項	内 容
教 員 に 関 す る こ と	<p>1 . 専任教員</p>
	<p>< 事 例 1 > 1 週間あたり担当授業時間数が 20 時間を超過している教員が見受けられた。 [指導内容] 1 週間あたり担当授業時間数が 20 時間を超過している教員については、時間割や授業の割り振り等を見直し、負担の軽減を図ること。 [根拠規定] 美容師養成施設指定規則第 3 条、美容師養成施設指導要領 3 の 2 (美容師)</p>
	<p>< 事 例 2 > 教員資格を証明するのに必要な書類(勤務証明書等)が取得されていなかった。 [指導内容] 履歴書等で教員資格の確認はできたが、教員資格を証明するのに必要な書類(勤務証明書等)を取得し、明白な根拠に基づき確認すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指定規則第 3 条 (美容師)</p>
	<p>< 事 例 3 > 1 教員の 1 週間当たりの授業時間数が、18 時間を超過している教員が見受けられた。 [指導内容] 担当授業時間数が超過しないよう、速やかに担当科目を見直すなどの必要な改善を図ること。 [根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第 6 の 12 (管理栄養士)</p>
	<p>< 事 例 4 > 教員資格の教育研究業績が少なく、他分野にまたがって科目を担当している教員が多数見受けられた。 [指導内容] 担当科目を見直すに当たって、各教員の研究内容に則したものとし、教育内容の充実を図ること。 [根拠規定] 栄養士法施行規則第 9 条第 6 号 栄養士養成施設指導要領第 6 の 6 (管理栄養士)</p>
	<p>< 事 例 5 > 教務主任 1 名、教務副主任 2 名、専任教員 8 名の計 11 名配置されていたが、専任教員要件を満たしていたのは 10 名で、1 名不足していた。なお、専任教員養成講習会未受講の 1 名は H27 年度の受講を計画していた。 [指導内容] 専任教員の人数の要件を満たすよう、看護教員養成講習会の受講計画をすすめること。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第 4 条-1-4 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第 4-1 (看護師)</p>
	<p>< 事 例 6 > 母性看護学領域の専任教員が不在であるため、副学校長が母性看護学を担当していた。 [指導内容] 母性看護学領域の専任教員を確保すること。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第 4-1-(6) (看護師)</p> <p>< 事 例 7 > 実習指導教員が配置されていなかった。 [指導内容] 実習指導教員を確保することが望ましい。特に実習施設数が多く、遠方の施設もあることから、その確保について検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第 4-4 (看護師)</p>

事項	内 容
教 員 に 関 す る こ と	<p>2. その他教員</p> <p>< 事例 1 > 講師（兼任教員）の履歴書はあるが、資格を示す書類、免許証は保存されていなかった。 [指導内容] 専門の学識経験を示す資格・免許証等を保管されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第4-5 看護師等養成所の運営に関する手引き 第4-3（看護師）</p> <p>< 事例 2 > カウンセラーは配置されていなかった。 [指導内容] カウンセラーの配置がないため、確保することが望ましい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き 第4-1-(4)（看護師）</p> <p>< 事例 3 > 事務職員は学校全体として19名を配置しているが、各学科兼務であり専任ではなかった。 [指導内容] 専任の事務職員を配置すること。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条-1-10（看護師）</p>
	生 徒 （ 学 生 ） に 関 す る こ と

事項	内 容
生徒（学生）に関すること	<p>2. 入学選考</p>
	<p>< 事例 1 > 入所判定会議について、議事録を作成していなかった。 [指導内容] 入生徒の入所、卒業、成績、出欠状況その他生徒に関する記録は、正確に作成し、確実に保存すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指導要領 4 の 11（美容師）</p>
	<p>3. 単位認定、卒業認定</p>
	<p>< 事例 1 > 卒業判定会議について、議事録を作成していなかった。 [指導内容] 生徒の入所、卒業、成績、出欠状況その他生徒に関する記録は、正確に作成し、確実に保存すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指導要領 4 の 11（美容師）</p> <p>< 事例 2 > 科目別出席簿の記載方法が統一されていない。 [指導内容] 生徒の入所、卒業、成績、出欠状況その他生徒に関する記録は、正確に作成し、確実に保存すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指導要領 4 の 11（美容師）</p>

事項	内 容
授 業 （ 教 育 ） に 関 す る こ と	<p>1. 教育内容</p>
	<p>< 事例 1 > 指定規則別表第 1 に定められた教科課目及び単位数を学則に定めていたが、学則で規定された科目名と実際授業をしている科目名が相違していた。 選択必修科目の選択コースが明文化されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則で規定された科目名に基づいて授業を実施し、評価を行うこと。 履修規程を整備し、選択必修科目の選択コースを明文化すること。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指定規則第 3 条、美容師養成施設指導要領 5 の 1（美容師）</p>
	<p>2. 授業時間</p>
	<p>< 事例 1 > 学生の出欠について、各教員の管理する教務手帳に記録し、その集計を月末に掲示して学生の確認を求めていた。 また、班別に授業を行っているのにも関わらず、科目別出席簿がなく、教務日誌もないため、授業時間数を正確に把握することが出来なかった。</p> <p>[指導内容] 認定規則に定められた教育内容の実施を確認できる書類を作成し、保管すること。 また、学生の出席状況を確実に把握できるようにすること。 講義内容を正確に記録すること。また、科目別出席簿、教務日誌の整備等適切な出席管理に努めること。</p> <p>[根拠規定] あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則第 2 条第 3 号 あん摩マッサージ指圧師、はり師きゆう師養成施設指導要領 7（6） （あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師、はり師及びきゆう師）</p> <p>< 事例 2 > 学年を跨ぐ科目、計画より早い時期に実施する科目が認められた。 また、計画と違う年次に実施している科目が認められた。</p> <p>[指導内容] 学年を跨ぐ科目の進度計画は再履修の学生に不利なことから、科目の教育内容と進度について効果的な指導時期となるようカリキュラムの見直しをされたい。 進度計画と違う年次に実施している科目について効果的な進度となるようカリキュラムの見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第 5（看護師）</p> <p>< 事例 3 > 実習科目時間が 146 時間超過していた。また、各グループ一律の時間数の実習計画ではなく、最小時間グループは学則規定時間、最大時間グループは 15 時間超過と不平等な実習計画となっていた。</p> <p>[指導内容] 全グループ実施時間が一律になるように、実習計画の見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第 5-2（看護師）</p> <p>< 事例 4 > 教科外活動の時間数が多かった（412 時間 + α）。そのため、1 日 8 時間の授業が多く、時間割も週 40 時間設定が多かった。</p> <p>[指導内容] 科目の進度・時間数、教科外活動時間数の見直しについて検討されたい。学生の自己学習時間確保、専任教員の 1 週間あたりの講義時間数も考慮した時間割を作成されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き 第 5-3・4（看護師）</p>

事項	内 容
授 業 （ 教 育 ） に 関 す る こ と	<p>< 事例 5 > 授業実施簿の講義内容・出欠席は学生が記録し、講師が確認のサインするという方法で運用しているとの説明であったが、講師のサイン漏れが見受けられた。また、授業実施簿のデータを入力しているが、入力の間違いも見受けられた。</p> <p>[指導内容] 担当学生の負担を考慮されたい。また、記録は正確に行い保存すること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条-3、第4条-1-3 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-5（看護師）</p>
	<p>< 事例 6 > 講義時間の中で、試験を実施したにも関わらず担当する講師ではない別の専任教員が試験監督を行っていた。</p> <p>[指導内容] 担当講師が試験監督を担当しない場合には、規定時間外に試験を実施すること。なお、規定時間数の講義は、実施されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-2、第5-5（看護師）</p>
	<p>< 事例 7 > 単位認定規定に基づく出席率を満たしていても、長期休暇期間中に補習を計画し、全時間数の出席を強く勧奨していた。</p> <p>[指導内容] 指導要領を踏まえて、単位認定規定に基づき、学生の主体的な学習となるよう計画されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第5-3 看護師等養成所の運営に関する手引き 第5-3・4（看護師）</p>

事項	内 容
施設及び設備に関すること	<p>1. 施設及び設備に関すること</p>
	<p>< 事例 1 > 指定基準に定められた図書室を設置していなかった。（「図書コーナー」のみ） [指導内容] 図書室を設置すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指定規則第3条、 美容師養成施設指導要領6の1（美容師）</p>
	<p>< 事例 2 > 給食経営管理実習室について、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられていない箇所が見受けられた。 [指導内容] 食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた施設として整備すること。 [根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第9号 管理栄養士学校指定規則別表第2（第2条第9号関係）（管理栄養士）</p>
	<p>< 事例 3 > 在宅看護用具として、手すり付き家庭用風呂の手すりが不足していた。 [指導内容] 教育上必要な機械器具の整備を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第4条-1-8 看護師等養成所の運営に関する指導要領 第6-7（看護師）</p>

事項	内 容
変 更 の 申 請 ・ 届 出 、 報 告 に 関 す る こ と	1. 変更の申請・届出、報告に関すること
	<p> <事例1> 14条報告 専任教員情報の教育経験年数が正確に入力されていなかった。 科目情報の基礎看護学実習Ⅰ、看護の統合と実践Ⅱは学年を跨ぐ実施であり、正確に報告されていなかった。 実習科目実施時間数はグループ差があり、最低時間数で報告されていた。 科目情報の在宅看護論2科目の実施が実際と違う学年に入力されていた。 実習施設情報が正確に報告されていなかった。 報告のなかで事務職員数は専任職員数を入力する必要があるが、学校全体としての職員数が入力されていた。 [指導内容] 正確に情報の入力を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第14条（看護師） </p>

事項	内 容
管 理 運 営 に 関 す る こ と	<p>1. 管理運営に関すること</p>
	<p>< 事例 1 > 自己評価・自己点検については、学生要覧の学校行事において学生アンケートを定めており、校内掲示板・HPにて公表されていた。学生からの授業評価、実習評価、学生生活に関することは評価されているが、自己評価・自己点検の学校全体としての取り組みとなっていなかった。</p> <p>[指導内容] 指導要領等に基づき、学校全体としての自己評価・自己点検を検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第8-4 看護師等養成所の運営に関する手引き 第9-2（看護師）</p>

(22) 事務・権限の移譲に関する業務

① 概要

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）の施行等に伴い、平成 27 年 4 月から、当局で行っていた中小企業等協同組合に関する業務、生活衛生同業組合に関する業務、指定医療機関の指定等、消費生活協同組合の定款変更の許認可等、消費生活協同組合に対する検査、特別弔慰金国庫債券等に関する業務、精神保健指定医に関する業務、各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等について、その事務・権限を都道府県等に移譲しました。

② 業務実績

管内の府県等に対して当局主催の説明会（平成 26 年 10 月 26 日～）を開催するなど当該法律の施行に向け、事務・権限の移譲作業を行いました。

なお、以下の事務・権限について、平成 27 年 4 月 1 日から各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県（指定都市・中核市）へ移譲しました。

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
	児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
2	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
3	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
4	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
5	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		
7	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
9	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
10	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
11	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
12	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
13	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
14	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
15	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
16	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
17	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
18	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
19	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
20	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
21	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
22	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		
23	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
24	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
25	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
26	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
27	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
28	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
29	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		
30	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
31	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
32	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
33	調理師の試験に関する学力認定等	○		
34	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		